

- 沼中老袋線の拡幅整備について
- (3) 吉見町大和田地区の産業誘導地区周辺の安全対策について
- ア 公的開発による周辺への影響と安全確保策について
- イ 産業地区開発の進捗を注視した県道整備への備えを

自由民主党

荒木 裕 介 議員



- 1 DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進について
- (1) DXによる県民サービスの向上について
- (2) 知事のリーダーシップについて
- 2 県庁職員のコンプライアンスについて
- (1) 県庁の内部通報制度の敷居について
- (2) 内部通報制度の対象範囲について
- 3 県立学校等における体罰について
- (1) 不祥事による教員の処分状況について
- (2) 不祥事案の共有について
- (3) 早期発見に向けた取組について
- (4) 体罰の再発防止に向けた取組について
- 4 屋外広告物条例について
- (1) 県の屋外広告物条例と市の屋外広告物条例の違いについて
- (2) 屋外広告物の設置許可について
- (3) 屋外広告物の安全面の配慮・対策について
- 5 太陽光パネルのリサイクルについて
- (1) 取組状況について
- (2) 今後の取組について
- 6 県立浦和工業高校等の跡地活用について
- (1) 特別支援学校設置に向けた地元市との協議について
- (2) 県立浦和工業高校跡地の活用について
- ア 地元まちづくり協議会の提案について
- イ 避難所の継続について
- ウ グラウンド等の貸出しについて
- (3) 跡地の活用に向けた地元協議会等との意思疎通について
- 7 鴻沼川と鴨川の治水対策について
- (1) 老朽化した鴻沼排水機場
- (2) 雑草の刈払いと雑木の伐採について
- (3) 鴻沼川と鴨川の流域治水について

委員長報告

[目 次]

常任委員会

企 画 財 政	29
総 務 県 民 生 活	30
環 境 農 林	30
福 祉 保 健 医 療	31
産 業 労 働 企 業	32
県 土 都 市 整 備	33
文 化 教 育	34
警 察 危 機 管 理 防 災	36

特別委員会

予 算	37
5 か 年 計 画 等	39
自然再生・循環社会対策	42
地方創生・行財政改革	43
公 社 事 業 対 策	43
少子・高齢福祉社会対策	44
経 済 ・ 雇 用 対 策	45
危機管理・大規模災害対策	45
人材育成・文化・スポーツ振興	46

企画財政 委員長報告

副委員長 渡 辺 大



〈急施議案〉

企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第62号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「八潮市の県道陥没事故の復旧工事費用として下水道局が40億円の補正を計上しているが、今後復旧を進める中で、費用が増大した際の財源措置についてどのように考えているのか」との質疑に対し、「今回の事故は、今後も多額の費用が見込まれるため、知事が内閣総理大臣などに対して、直接、技術的支援と財政支援を求める要望を行った。今後、国の財政支援の動向や、流域下水道事業会計の収支状況を踏まえ、下水道局と連携をしながら国庫補助金などを活用して、可能な限りの措置を検討していく」との答弁がありました。

また、「物価高騰対策に係る一時支援金の支援期間は、前回6か月であったが、今回3か月となった理由は何か」との質疑に対し、「支援金の積算は、前回の支援時とほぼ同様で、主に国の物価高騰対策直前と直近6か月間の小売物価統計調査などに基づく平均価格を比較し、算出された物価上昇額を基礎として積算している。今回、本県の配分額は、前回より20億円ほど増額しているが、電気料金が大幅に増えた影響を受け、低圧電気に対する経費も新たに支援対象としたことなどに伴い、支援期間は3か月相当分となった」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

委員長 松 井 弘



企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案8件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第23号議案について、「職員定数の増員において、単発的な事業が終了した後、増員した職員の受皿は明確に決まっているのか。また、下水道局の定数は、増員後の121人で十分であるのか」との質疑に対し、「ねんりんピックの開催に対応するため15人を増員しているが、令和8年11月の大会後には、残務の状況を見ながら、喫緊の課題がある別の業務に割り当てるなど、時期を見ながらしっかりと査定していく。また、下水道局では、道路陥没事故等を踏まえ10人を増員し、復旧工事と再発防止対策等のため、本課と各事務所に配置する。今後も、復旧工事の状況を見ながら、しっかりと進捗が図れるように定数の措置を検討していく」との答弁がありました。

次に、第51号議案について、「包括外部監査制度は、内部監査より広い視点で県の業務執行を見る役割が期待されるが、テーマ選定も含めて、狙いどおりの効果が出ているのか」との質疑に対し、「監査テーマは、監査人自らの判断で決定するが、必要に応じて、本県の現状などの事前説明を行い、監査委員との意見交換を実施した上で決定していることから、県行政に対する有効性は確保していると考えます。また、現在の社会情勢等の変化を捉えた指摘や意見が業務に生かされており、令和5年度の『男女共同参画基本計画に係る財務事務の執行』の監査では、達成困難な目標に対し、新たな施策の実施を検討すべきとの意見を受け、好事例の情報発信など新たな取組を進めている」との答弁がありました。

次に、第68号議案について、「埼玉県ふるさと創造資金は、約8億5,000万円の不用額が出ているが、今後、更に市町村に活用されるために、どう取り組んでいくのか」との質疑に対し、「毎年度、市町村から意見を伺い、適宜制度の見直しを行っている。例えば、小規模な事業にも活用したいとの意見を踏まえ、補助下限額の引下げを行ったほか、地域活性化のため、平成30年度から移住促進を支援するメニューを追加している」との答弁がありました。

このほか、第22号議案、第24号議案及び第65号議案についても活発な論議がなされ、第66号議案及び第67号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案8件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、執行部から「北部地域振興交流拠点基本構想（案）について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

総務県民生活 委員長報告

副委員長 高橋 稔 裕



〈急施議案〉

総務県民生活委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第62号議案のうち総務部関係の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

「私立学校における光熱費等の価格高騰の影響を緩和するため、前回も同様の補助を実施していたが、今回の単価は物価高騰に対してどのように対応しているのか」との質疑に対し、「前は補助対象でなかった低圧電力も、今回は補助対象となっている。また、単価を算出する基となる物価上昇率は、例えば高圧電力は、前回14.3%だったものが、今回は18.4%となっており、それらを反映した単価となっている」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

委員長 関根 信 明



総務県民生活委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案8件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、総務部関係では、第27号議案について、「ワークライフバランスが叫ばれている中で、フレックスタイム制を職員がもっと柔軟に取得できるように環境を整えていくべきである。法律の一部改正や人事委員会の報告があったから改正するというのではなく、根底にある部分をどのように理解し、あるべき姿をどう考えているのか」との質疑に対し、「DXが進む中で、職員がいかに働きやすく、どうすれば働き方を柔軟に変えていけるの

かを考えている。できるだけ様々な制度を用意し、その中で職員が最適な制度を選択できるよう、雰囲気づくりやお互いが理解し合えるような職場環境づくりを進めていく」との答弁がありました。

次に、県民生活部関係では、第52号議案について、「指定管理者を公募したのにもかかわらず、応募があったのは現在の指定管理者のみであったとのことだが、その原因についてどのように考えているのか。また、応募者を増やす取組はどうか」との質疑に対し、「現地説明会には5者の参加があり、説明会後にも募集要項に対する質問があるなど事業者の関心は高かったが、結果的に応募は1者のみであった。応募しなかった事業者に対してアンケート調査を実施したところ、施設管理以外の文化振興などの業務についての提案が課題とのことであった。また、応募者を増やす取組として、一般社団法人指定管理者協会に対して、会員向けホームページに掲載を依頼したほか、指定管理者として想定される業界の関係団体に対しても周知を行った」との答弁がありました。

このほか、第25号議案、第26号議案、第46号議案、第47号議案、第65号議案及び第76号議案についても活発な論議がなされました。

続いて、討論に入りましたところ、第27号議案に反対の立場から、「1日7時間45分、週38時間という労働時間や長時間労働から労働者を守るという労働法制の原則が形骸化するおそれがあることなどから、反対である」との意見が出されました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案8件について採決いたしましたところ、第27号議案については多数をもって、その他の議案については総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、総務部から「令和7年度地方税制改正案の概要について」、県民生活部から「屋内50m水泳場整備運営事業の進捗状況について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

環境農林 委員長報告

副委員長 権 守 幸 男



〈急施議案〉

環境農林委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第62号議案のうち環境部関係及び農林部関係の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、環境部関係では、「中小企業等カーボンニュートラル促進事業費に関して、令和5年12月定例会の補正予算では、3日間の受付期間を設けて、その期間中に予算額に達した場合は抽せんだったと思うが、今回の募集方法はどうか」との質疑に対し、「前回同様に、応募が集中した場合に備え、最初の3日間は全ての申請を受け付け、予算額を超えた場合は抽せんを行う。予算額を超えなかった場合は、先着順で募集を継続し、予算額を超えた日の申請については抽せんでは審査対象者を決定したいと考えている」との答弁がありました。

次に、農林部関係では、「農産物等輸出拡大施設整備事業について、民間事業者に補助するとのことだが、補助の具体的な内容と効果は何か」との質疑に対し、「長距離輸送時に害虫の発生を防止したり、品質の低下を抑える窒素ガスの充填が可能な包装機の導入と、輸出用の輸送パレットへのコメ袋の積み込み作業を自動で行う設備の導入である。効果としては、輸出額で約1億円、輸出量で約260トンの増加を見込んでいる」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

委員長 宮 崎 吾 一



環境農林委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案6件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、環境部関係では、第65号議案について、「脱炭素分散型エネルギー社会構築事業費の減額補正の理由について、埼玉版スーパー・シティプロジェクトに係る市町村への補助金が国庫補助金の採択により見込みを下回ったためとのことだが、国庫補助金とのすみ分けはどのようなになっているのか」との質疑に対し、「市町村のプロジェクトに位置付けられた事業の実施に当たっては、まずは活用可能な国庫補助や既存の県補助等を優先的に活用してもらうこととしており、エントリー市町村ごとに設けた事業化支援チームが、これらのメニューに

ついて積極的に提示・助言している。その上で、ほかの補助金の要件に適合しない場合や採択されなかった場合に本補助金が活用できるよう、柔軟な要件としている」との答弁がありました。

次に、農林部関係では、第65号議案について、「減額補正する事業について、事業計画や進捗に影響はないのか」との質疑に対し、「減額補正の額が大きい三つの事業を挙げると、『農地防災事業費』は、国からの割当額に合わせて、事業計画の見直しを行った上で事業を進めるとともに、国の経済対策の補正予算も活用して進捗を図っている。『林業・木材産業構造改革事業費』は、要望を取り下げた事業体があったが、事業計画を見直して再度国への要望を検討している。『米麦産地育成対策費』は、現場からの要望件数や内容が確定したものであり、現場の実態に沿った予算になった」との答弁がありました。

このほか、第28号議案、第29号議案、第53号議案及び第54号議案についても活発な論議がなされ、第72号議案については、執行部から詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案6件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

福祉保健医療 委員長報告

副委員長 千 葉 達 也



〈急施議案〉

福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第62号議案のうち福祉部関係及び保健医療部関係の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、福祉部関係では、「介護・障害福祉分野の人材確保・職場環境改善補助事業は、処遇改善加算を取得している事業所が対象だが、事業所の加算未取得の割合はどのような状況か。また、加算未取得の事業所に対して、加算を取得できるような支援を行っていくのか。さらに、今回、加算未取得で対象とならない事業所に、県として別の支援を考えているのか」との質疑に対し、「本年1月1日時点の加算未取得の割合について、介護事業所は約10%、障害福祉サービス事業所は約18%である。これ

までも未取得の事業所に対しては、社会保険労務士等の専門家を派遣し取得の支援を行ってきた。加算の取得を希望する事業所には、きめ細かに対応していく。また、別の形での補助は考えていないが、専門家の派遣や事業所からの問合せの対応を丁寧に行っていく」との答弁がありました。

次に、保健医療部関係では、「医療提供施設等光熱費等高騰対策支援事業は、令和5年12月定例会でも補正を行ったが、前回の効果等を踏まえて、今回はどのように行っていくのか」との質疑に対し、「前回、医療提供施設からの申請率は、病院が100%、有床診療所が85.9%などニーズの高い支援であった。現在の光熱費等の物価高騰に対しても、県の継続的な支援を要請する声が上がっていることから、改めて補正予算を計上した」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。



委員長 逢澤 圭一郎

福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案8件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、福祉部関係では、第30号議案について、「民生委員の定数を増員するということだが、協力員制度を設けることで、民生委員のなり手不足の解消につながるのか。また、協力員は、民生委員と同等程度の人数とするのか」との質疑に対し、「民生委員は、活動の負担が重く4割が一期3年で辞めている。活動を補助する協力員を置くことで、業務が分担され、負担軽減が図られ、後継者の育成についても期待できる。また、協力員の人数については、民生委員の欠員状況、地域の実情に応じて市町村が判断し、必要なところに配置される」との答弁がありました。

次に、保健医療部関係では、第48号議案について、「PCR検査等無料化事業補助金の財源は全額国庫であるが、事業者から補助金の返還がなされなかった場合に、国庫への返還金は県が負担するのか」との質疑に対し、「国からは、回収の見込みがない場合、県が速やかに国

庫返還手続を検討するよう示されている。他県において回収不能となった事例を確認しているが、現在、国へ返還した事例は確認されていない。回収不能となった場合の国庫財源の取扱いについては、関係自治体と連携し、県に経済的な負担が生じないように、国と協議をしていく」との答弁がありました。

このほか、第32号議案、第33号議案及び第65号議案についても、活発な論議がなされ、第31号議案、第70号議案及び第71号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

続いて、討論に入りましたところ、第33号議案に反対の立場から、「健康増進目的の施設を減らすのではなく、市町村と連携して、県として積極的に健康づくりを推進すべきである」との意見が出されました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案8件について採決いたしましたところ、第33号議案については多数をもって、第30号議案ないし第32号議案、第48号議案、第65号議案、第70号議案及び第71号議案については総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「抗インフルエンザウイルス備蓄薬に係る内閣感染症危機管理統括庁が作成した令和6年8月30日決裁のガイドラインへの対応について」質問が行われました。

その中で、「季節性インフルエンザ等の発症後、可及的速やかにタミフル等の薬を投与することとなっている。来年度は、備蓄薬の放出方法を検討するとのことだが、遅くとも48時間以内に現場に届く体制とするのか」との質問に対し、「来年度新たに設置する検討会において、市場の流通量を確認すること、放出に当たっての基準を確認すること、医療機関や必要な機関に届ける放出のスキームの3点を主な課題として検討すべきと考えている。そこで定めた内容については、訓練を行い、対応力を高めることで、実効性の担保も図っていく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、保健医療部から「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

産業労働企業 委員長報告

副委員長 杉田 茂実



〈急施議案〉

産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、議案2件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、産業労働部関係では、第62号議案について、「トラック運送事業者への支援について、貨物自動車は1台20,000円、貨物軽自動車は1台7,000円という補助単価の算出根拠は何か」との質疑に対し、「燃料価格の高騰は、国の補助金である程度抑えられてきたが、補助金が段階的に縮小された影響で高騰している。今後も段階的に補助金の縮小が見込まれるなど不確定要素が多いこと及び直近の高騰状況を勘案し、前回と同額とした」との答弁がありました。

次に、企業局関係では、第63号議案について、「事業の前倒しによる工事費の増とあるが、どのような工事を前倒しして行うのか」との質疑に対し、「吉見浄水場拡張関連整備Ⅱ期事業では、災害時のリスクを分散するため、東松山第二幹線と呼ばれる送水管整備を進めている。今回の補正予算は、この進捗を図るもので、口径1,100ミリメートルの水道管路を地中に埋設する15の工事を行う予定である」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案2件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

委員長 鈴木 正 人



産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案5件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、産業労働部関係では、第65号議案について、「SAITAMAロボティクスセンター（仮称）の入札が2回不調になった理由は何か。また、今回の対応策についてどのように考えているのか」との質疑に対し、「設計図書の閲覧等があった建設業者にヒアリングを行った結果、本センターのような大規模工事の場合、複数の技術者を事前に確保する必要があるが、この時期にほかの受注工事があり、技術者を確保できないことが入札に参加できなかった理由と聞いている。また、技術者確保のた

め、早めに発注情報を提供してほしいとの要望があったことから、今回の工事発注時期の見通しを既に入札情報公開システムで公開している」との答弁がありました。

また、「彩の国新産業創出研究開発推進事業費の約半分が減額となっているが、理由は何か」との質疑に対し、「国や民間団体などの補助金を活用する外部競争的研究費による研究が予算の大部分を占めているが、申請の結果不採択となった研究が生じ、その額が大きくなったことが主な理由である」との答弁がありました。

次に、企業局関係では、第79号議案について、「継続費の補正について、調整池の地下水対策工事に伴う事業期間の延長とあるが、立地企業への引渡しも伸びるのか。また、ほかに何か影響が出ることもあるのか」との質疑に対し、「立地企業へは3月の引渡しを予定していたが、行田地区は4月に、鴻巣地区は4月から順次引渡しを行う予定である。4月から工事を着工したい企業に対しては、予定どおり着工できるよう対応することとしているため、企業への影響はないと考えている」との答弁がありました。

このほか、第78号議案についても活発な論議がなされ、第38号議案及び第77号議案については、執行部からの詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案5件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

県土都市整備 委員長報告

副委員長 深谷 顕 史



〈急施議案〉

県土都市整備委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、議案2件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第62号議案について、「社会資本整備総合交付金（公園）事業費で、さきたま古墳公園の整備について、具体的にどのような事業を実施するのか。また、期待される事業効果はどのようなものか」との質疑に対し、「防災・減災・国土強靱化の推進のため、雨水側溝、污水管、電線管の埋設を順次進めていく。事業効果は、現在進めている6.5ヘクタールの事業を、より早期供用ができることである」との答弁がありました。

次に、第64号議案について、「流域下水道事業会計の今回の補正予算は応急対応と認識しているが、今後の恒久的な対策工事の予算を計上する時期はいつか。また、計上のために必要な要素をどのように考えているのか」との質疑に対し、「今後の抜本的な対策工事については、今回の事故の発生状況、維持管理性やリダンダンシーの確保などについても考慮の上、計画の検討や設計を丁寧に進める必要がある。計画の検討などが済み次第、しかるべき時期に予算計上したい」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案2件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

委員長 小 川 直 志



県土都市整備委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案13件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、県土整備部関係では、第55号議案について、「県内には急傾斜地が数多くあるが、県はどのような箇所から対策に取り組むのか」との質疑に対し、「急傾斜地の対策は土地の所有者等が行うことが基本となっているが、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、土地所有者等において対策工事を行うことが困難な場合に限り、県が所有者に代わって対策工事を行うことができる。県では、避難場所等が立地している、又は斜面勾配が30度以上、斜面高さが10メートル以上で、公共施設若しくは人家10軒以上の保全対象のある急傾斜地について、優先的に事業を実施している」との答弁がありました。

次に、都市整備部関係では、第34号議案について、「さいたまスーパーアリーナの利用料金が上がることによる稼働率に対する影響をどのように想定しているか。また、競合施設との比較に関してはどうか」との質疑に対し、「利用料金の改定に当たっては、休日の利用料金を値上げする一方、平日の利用料金は据置きとしている。競合施設との均衡や需要に応じたメリハリを付けた施設利用料金の改定を行うことによって、施設稼働率への影響を最小限に抑える。また、競合施設との比較について、例

えば横浜アリーナとも十分均衡がとれる範囲である」との答弁がありました。

次に、下水道局関係では、第80号議案について、「埼玉県流域下水道事業会計の収益的収支が約45億円の赤字となっているが、経営上の見解はどうか」との質疑に対し、「令和6年度の赤字額は、これまでの黒字の累積である繰越利益剰余金で補填する。エネルギー価格の高止まりや物価高騰などにより、厳しい経営環境が続いているほか、八潮市の道路陥没事故に対応するため多額の支出も見込まれ、下水道事業の継続に大きな影響が出る可能性があることに、強い危機感を持っている。一方、収益の半分を占めるのが維持管理負担金であるが、令和7年度から、荒川左岸南部流域下水道など、大規模な三流域の単価を増額改定するため、今後収支は改善すると見込んでいる」との答弁がありました。

また、追加提出された第81号議案について、「総事業費90億円となったが、具体的に工事のどの部分に充当されるのか」との質疑に対し、「破損した下水管から汚水をう回させるための仮排水管の整備や、キャビン救出のための入口の設置、破損した下水道管の復旧などである」との答弁がありました。

このほか、第35号議案、第37号議案、第49号議案、第50号議案及び第65号議案についても、活発な論議がなされ、第36号議案、第39号議案、第73号議案及び第74号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案13件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、都市整備部から、「大宮スーパー・ボールパーク基本計画(エリア全体)案について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

文教 委員長報告

副委員長 安 藤 友 貴



〈急施議案〉

文教委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第62号議案のうち教育局関係の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「学校給食費等への補助について、補助の対象

となる学校はどのくらいあるのか」との質疑に対し、「夜間の定時制高校13校、伊奈学園中学校、特別支援学校27校の計41校である」との答弁がありました。

また、「支給対象月数を3か月相当とした理由は何か。また、どのような形で保護者の負担が軽減されるのか」との質疑に対し、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の県への配分限度額を最大限に活用するために、全庁的に物価上昇率の積算の考え方を統一し、一時支援金の対象月数を3か月相当としている。また、保護者への負担軽減としては、年度末も迫っていることから、基本的に返金の形で考えている」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。



委員長 阿左美 健 司

文教委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案7件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第43号議案について、「県立高等学校の再編整備に伴い、12校を6校に統合することだが、それぞれどちらの校舎を使うのか。また、どのような基準で選んだのか」との質疑に対し、「和光国際、岩槻、秩父、越生、八潮南、大宮工業の各高等学校にそれぞれ新校を設置する。選定については、これまでの生徒の募集状況や交通の利便性を考慮して判断した」との答弁がありました。

次に、第44号議案について、「仕事と育児・介護の両立支援制度の拡充等について、小学校就学時までのこどもは、風邪をひいたりするなど制約がある中で、なるべく近い職場で働きたい先生も多いが、異動希望を出しても、様々な理由で受け入れてもらえない。先生が長く働くためにも、この制度はもっときちんとすべきだと思うがどうか」との質疑に対し、「働きやすい勤務環境を整備することは重要であり、制度が浸透するよう周知していく。特に人事配置について、通勤時間は非常に重要であることから、改めて市町村に対して、本人の希望をしっかり聞き取って配置できるように伝えつつ、県も一緒に工夫していく」との答弁がありました。

このほか、第40号議案ないし第42号議案及び第65号議案についても活発な論議がなされ、第75号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

続いて、討論に入りましたところ、第44号議案に反対の立場から、「フレックスタイム制の導入によって、1日8時間、週40時間の労働基準法の原則が形骸化されるため反対する」との討論がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案7件について採決いたしましたところ、第44号議案については多数をもって、第40号議案ないし第43号議案、第65号議案及び第75号議案については総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「新埼玉県立図書館について」及び「男女別学校の共学化に関するアンケート調査や地域別意見交換会について」質問が行われました。

その中で、「図書館などの資料が分散している状況から、効率性を考えて一館に集約していくことは一つの方策だが、具体的な姿はまだ見えていない。新しい県立図書館の方向性や検討状況はどうか」との質問に対し、「今年度は、サービス実施上の視点を整理した上で、場所を含めた施設整備の考え方をまとめた。来年度は、具体的なサービスや施設整備の詳細について策定する予定である」との答弁がありました。

また、「県立図書館と市町村立図書館の違いをどのように考えるのか」との質問に対し、「県立図書館は、県民に対する直接サービスの実施に加えて、市町村立図書館の運営支援や連絡調整などの実施により、県内全域の図書サービスの向上に資する役割を求められている」との答弁がありました。

また、「効率化やコンパクトやDXばかりではなく、もっとこどもたちが夢を育むような図書館が必要である。いろいろな利用者に報いるような県立図書館を目指していただきたいがどうか」との質問に対し、「血の通った優しい図書館にしてほしいという趣旨と受け止めた。今後の県立図書館と市町村立図書館の役割なども考慮しつつ、今後、検討してより良い図書館を作っていく」との答弁がありました。

次に、「男女別学校の共学化について、定例記者会見で、アンケートや意見交換会を行っていくという趣旨の発言が教育長からあったが、意見交換会で出たこどもたちの意見を施策に反映させることが大事である。こども・若者基本条例において若者とこども等の意見を聴取することになっているため、若者やこどもの意見を重視する必要があると思うがいかがか」との質問に対し、「共学化を推進するに当たっては、生徒の意見も含め、県民の意見を丁寧に把握し、頂いた意見も参考に、今後の県立高校の在り方について、総合的に検討する」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、予算特別委員会の附

帯決議に関連して「魅力ある県立高校づくりの方針（案）について」及び、「埼玉県特別支援教育推進計画（案）について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

警察危機管理防災 委員長報告

副委員長 橋 詰 昌 児



〈急施議案〉

警察危機管理防災委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第62号議案のうち危機管理防災部関係の議案1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「液化石油ガス価格高騰対策支援事業費について、これまでの補助事業の経験を踏まえて、見直した点や工夫した点はあるのか。また、システム改修経費について、既に補助を受けた事業者も対象となるのか」との質疑に対し、「申請時に事務負担が大きいという声があったため、添付書類の省略を行う。また、実績報告の期間を2週間ほど延長する。さらに、問合せフォームを作成し、24時間問合せができるようにして、負担軽減を図っていく。また、システム改修経費については、既に補助を受けた事業者も対象になるが、前回とは異なるシステム改修に対して補助を行う」との答弁がありました。

また、「過去の補助事業について、対象事業者のうち、補助事業を実施しなかった事業者数はどの程度か。また、対象者全てが恩恵を受けられるよう、事業者に対してどう働き掛けるのか」との質疑に対し、「補助を行わなかった事業者は、全体で約960事業者のうち63者となる。それらの事業者に対しては、文書などを送付して協力を呼び掛けている。今回は、少し事務負担を軽減したので、それも含めて、協力いただけるよう強く働き掛けていく」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採択いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

委員長 柿 沼 貴 志



警察危機管理防災委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案3件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、警察本部関係では、第45号議案について、「警察官175名の増員となるが、どのように配置するのか。また、サイバー犯罪や特殊詐欺などへの対応が急務だと思うが、今回の増員によって、どのような効果が期待できるのか」との質疑に対し、「今回の増員は、サイバー空間における対処能力の強化及び匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な取締り強化を図るため、警察本部及び警察署の関係部門に配置する。また、増員によって、本県警察官1人当たりの人口負担が636人から626人に軽減されるほか、刑法犯認知件数の負担も、4.31件から4.24件に軽減される」との答弁がありました。

次に、危機管理防災部関係では、第65号議案について、「大規模災害市町村等繰替支弁費負担金について、令和6年能登半島地震による被災県への応援費用、避難者の受入費用の増額とあるが、具体的にどのような内容だったのか」との質疑に対し、「被災県への応援費用については、県内の市町村等が応援をした費用で、食料やトイレトレーラー等の派遣費用、飲料水の供給費用などである。また、避難者の受入費用については、避難者に提供した県営住宅の家賃相当額などである」との答弁がありました。

このほか、第69号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案3件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「『埼玉県消防広域化推進計画改定（案）』のその後について」質問が行われました。その中で、「県民コメントや市町村への意見照会結果を踏まえて、4月以降の計画をどうするのか」との質問に対し、「八潮市の道路陥没事故を受けて、同様の事案に対応できる消防の規模を検討する必要がある。計画の改定については、八潮市の事案の検証結果を踏まえた上で、改めて一から検討する」との答弁がありました。

また、「指令の共同運用と消防広域化は別物と認識しているかどうか。また、広域化のブロック割りは、医療

圏に合わせるべきではないか」との質問に対し、「国からは、指令の共同運用をきっかけに広域化が進んだ事例があると聞いており、県としても、指令の共同運用は一つのきっかけであると思っている。また、医療圏も含め本県全体としてどの規模が良いのか、市町村や消防本部と意見交換を十分に行い、計画を検討していく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、危機管理防災部から「埼玉県地域防災計画の見直しの方向性について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

予算 特別委員長報告

委員長 高橋 政雄



予算特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案21件であります。

初めに、部局別質疑を3月11日から17日までに5日間行い、集中的に審査を行いました。

以下、論議のありました主なものについて申し上げます。

まず、「市町村の地籍調査が進まない要因をどのように捉えているのか。また、令和7年度はどのような対応を考えているのか」との質疑に対し、「地籍調査が進まない要因は、財政的な問題、人材不足、ノウハウがないことと捉えている。そのため、国の補助制度などがあることや業務委託ができることについて丁寧に説明するほか、研修会等を実施している。また、今年度に行った市町村へのアンケートでは、事業計画などの基礎的な調査への支援を求める声があったため、来年度から地籍調査準備支援事業を新たに予算計上している」との答弁がありました。

次に、「昨年度の予算特別委員会の附帯決議において、幼稚園教諭の更なる処遇改善を求めたが、令和7年度当初予算案においてどのように反映しているのか」との質疑に対し、「令和4年度から実施している処遇改善については、幼稚園の負担割合を現行の4分の1から8分の1として、更なる軽減を図る。また、これに加えてキャリアアップ等につながる処遇改善を新たに設けた」との答弁がありました。

次に、「リチウムイオン電池の広域回収・資源化モデルを県全体に普及すべきと考えるが、どのように採算に乗せていくのか。また、市町村に普及させるためにどう関わるのか」との質疑に対し、「再資源化事業者が採算

の取れる状態とするためには、リチウムイオン電池等を種類別又は製品別に分別し、かつ、収集量を確保することが必要である。また、適正な分別回収からリサイクルまでの一連のルートを構築することは非常に重要であり、市町村にもメリットを感じてもらえるよう、来年度作成するマニュアルで整理して、多くの市町村が参加できるようにしていく。加えて、収集したリチウムイオン電池等の仕分作業の負担が大きいため、仕分せずに廃棄物として処理業者に引き渡し、処理業者がレアメタルを回収するルートも構築していく」との答弁がありました。

次に、「多様な居場所づくりの観点から、こども・若者計画に記載されている居場所のほかにも、ユースセンターやユースクリニック、また、障害者の18才の壁と言われる夕方の居場所づくりも必要である。多様な居場所づくりは、具体的なイメージを持って進めていくべきと思うがいかがか」との質疑に対し、「こどもの居場所は、様々なこどもたちのニーズに沿う形で多様なものがあるべきである。国のこどもの居場所づくりに関する指針の中で県に求められている、市町村支援や広域的な環境の整備にしっかりと取り組んでいく」との答弁がありました。

次に、「県営水道の管路の更新に係る予算は限られている状況であるが、安全なインフラとして維持管理できるのか」との質疑に対し、「管路の更新に当たっては、老朽度、耐震適合性、断水時の被害の影響度を指標とし、優先度を評価して整備を行う。そのため、優先度の高い地区から実施する計画であり、計画どおり進めることで安全かつ強靱な水道施設を構築していく」との答弁がありました。

次に、「訪問看護師の育成と確保について、どのような対策を講じているのか」との質疑に対し、「新たな訪問看護師の確保のため、訪問看護ステーションにおいて、看護学生や潜在看護師を対象に在宅現場における体験実習を行い、訪問看護への理解を図っている。また、育成の観点から、二次保健医療圏ごとに実践的な研修機会を提供している。さらに、事業所支援として、適正な診療報酬の請求を行うための医療事務研修の実施や、管理者が事業所の運営実務について相談できる窓口を設置するなど、多角的な視点で対策している」との答弁がありました。

次に、「空き家バンクの充実や住宅ストックの新たな利用促進策が非常に重要と思うがどうか」との質疑に対し、「空き家バンクを充実させる取組として、空き家バンクの設置支援マニュアルの作成や、紹介動画を発信している。新たな促進策として、令和6年度から空き家バンクに登録された物件の改修費の補助などを行う市町村への財政的支援を行っている」との答弁がありました。

次に、「昨年度の予算特別委員会の附帯決議において、中高一貫教育校の設置について検討を求めたが、検討状況はどうなっているのか」との質疑に対し、「県内外の中高一貫教育校などを訪問し、設置後の効果や課題につ

いて伺った。中高一貫教育校の設置については、今後の児童生徒数の減少や市町村への影響について慎重に見極める必要があるため、総合的な見地から引き続き検討していく」との答弁がありました。

次に、「埼玉版FEMAについて、能登半島地震の教訓も踏まえ、今後注力していく項目はどのようなものか。また、今年度の指揮命令権者演習の成果と今後の方向性について伺う」との質疑に対し、「能登半島地震では、発災直後に通信障害による混乱が生じた。そのため、来年度は通信途絶状況下での対応をテーマに訓練を行う。これに加えて、できるだけ多くの団体に参加いただき、関係機関で何ができるのかをしっかりと把握していく。また、指揮命令権者演習については、ブラインド方式により行い、災害対応能力の向上が図れた。加えて、マニュアルどおりの対応ができないため、想像力や対応力などの重要性を強く認識できた。この訓練については、引き続き繰り返し行っていきたい」との答弁がありました。

このほか、主な質疑事項として、バーチャルユースセンターの設置・運営の改善、イネカメムシの広域防除対策、ロボット産業の育成支援、橋りょうの計画的な維持管理、交通事故抑止対策の強化などについて質疑がありました。

次に、総括質疑を3月19日に行い、更に慎重な審査を重ねました。

以下、論議のありました主なものについて申し上げます。

まず、「県庁舎再整備の推進について、令和7年度から2年かけて基本構想・基本計画を策定することだが、現在地建替えとなった場合の浦和美園地区の活用も並行して議論することが重要である。最も重要な場所の選定については、令和7年度中に行うことで、次のステップに進みやすいと考えるがどうか」との質疑に対し、「令和7年度は、主に基本方針や機能等を整理する基本構想の相当部分を、令和8年度は、主に建物配置を含む施設計画等を整理する基本計画の相当部分を策定する予定である。施設計画等を整理していくために、令和7年度中に位置を決定できるよう検討を進めていく。浦和美園地区の活用についても、同時並行で検討を進めたい」との答弁がありました。

次に、「農業技術研究センターの本所については、畜産における防疫対応には、県民が相談に訪れる際にも消毒が必要となるため、機能をしっかりと分ける必要があると考えるがどうか。また、久喜試験場に関しても、研究成果を地域に還元できていないことから、センターの大きな再編が必要であると考えがどうか」との質疑に対し、「本所は、家畜伝染病予防法上の基準に基づいて対応が可能な見直しになっており、防疫動線や立入りの制限区域などの見直しを検討したい。また、久喜試験場は現時点ではトマトの次世代技術の実証普及や果樹研究等を行っているが、今年度、旧園芸用ハウスを解体して更地になった土地もあるため、この活用方策の検討も含

め、更なる技術開発と活用について検討していく」との答弁がありました。

次に、「質の高い学校教育の推進について、私立高校の授業料無償化に対する知事の所見はどうか」との質疑に対し、「高校授業料の無償化については、保護者の経済的負担を軽減するという観点からは望ましいと考える。一方で、私立高校は経営的な観点から人口が密集し交通の利便性も高い地域に立地することが多い。仮に私立高校への進学が増加すると、公立高校は私立高校の経営が成り立たない地域や専門学科、定時制課程を担うことになり、結果として地方の財政負担が増加しかねない。そのため、公立高校への支援の在り方や公私の役割分担について、国において幅広い議論が行われる必要があると強く感じている」との答弁がありました。

次に、「歯科医師会が運営する口腔保健センターについて、県直営の他の施設に比べて、診療報酬収入で賄えない赤字に対する県からの補填が明らかに少ない。現在の負担割合を改め、県が補填すべきではないか。また、機器更新にかかるコストに関しても県が全額負担すべきと考えるがどうか」との質疑に対し、「安定的に診療を提供することが大切という観点から、県と歯科医師会との間で、診療報酬などの収入で賄えなかった分の2分の1を負担することで合意しているが、近年では2分の1までの補填に至っていない。歯科医師会側から要望がある場合には、改めて財政支援を検討するよう協議したい。また、設備や備品の更新については計画的な更新が必要であるが、歯科医師会からは現時点では検討を行っていないと聞いている。今後、しっかりとした計画に基づいた更新の要望があった場合、協議を行う準備はある」との答弁がありました。

このほか、主な質疑項目として、北部地域振興交流拠点の検討推進、「渋沢MIX」におけるイノベーションの創出、サーキュラーエコノミーの推進、医師確保対策、里親委託の推進、教育相談等支援体制の充実などについて質疑がありました。

次に、討論及び採決を3月24日に行いました。討論では、第1号議案に反対の立場から、「パスポート書面申請料金や運転免許証手数料を引き上げたことなど、物価高騰と実質賃金低下に苦しむ県民に対し負担増を盛り込んでいることから反対する」との討論がありました。そのほか、第8号議案、第18号議案、第19号議案及び第21号議案についても反対の立場から討論がありました。

一方、第1号議案に賛成の立場から、「橋りょうの耐震補強や河川堤防整備等の防災減災対策のほか、保育士の処遇改善や児童福祉士の増員、DXによる教職員の働き方改革推進などの予算が計上されている。安全安心な生活の基盤づくりと、一人一人の個性と自由が尊重された社会の実現へ向けた予算が確保されたものと高く評価し賛成する」。また、「福祉、医療、障害者支援の充実など、将来を見据えた持続可能な地域づくりを基本に、県民の命と暮らしを守る施策に重点が置かれている。警察官増

員など、県民生活に直結する分野に十分な予算が確保されており、高く評価し賛成する」との討論がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、採決いたしましたところ、第1号議案、第8号議案、第18号議案、第19号議案及び第21号議案については多数をもって、第2号議案ないし第7号議案、第9号議案ないし第17号議案及び第20号議案については総員をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

その後、附帯決議が提案されました。『第1号議案令和7年度埼玉県一般会計予算』について、事業の執行方法に関して、以下の適切な対応を求めるものである。

第一に、順天堂大学医学部附属病院の撤退に伴い、県内の医師確保対策は急務であるため、奨学金制度や医療機関への支援の充実に努めること。

第二に、もうかる農業の実現のため、農業技術研究センターの業務の効率化を図り、研究成果をより発揮できるよう、ソフト・ハード面の充実に努めること。

第三に、高校授業料実質無償化に対応するため、今後の県立学校の魅力向上を含めた在り方の検討を行うこと。

第四に、県庁舎の建替えについては、令和7年度中に場所の選定を行うとともに、選定されなかった候補地の利活用を含めた議論を行うこと。

第五に、人材流出と人材不足が顕著な、保育士・幼稚園教諭・児童養護施設職員・介護士・看護師等について、更なる処遇改善を講じること。

第六に、障害児者等に対して歯科診療を行う埼玉県歯科医師会口腔保健センターについて、設備の更新と運営費補助の在り方に関して、他の公設5施設との整合性や公平性を考慮した支出に改めるよう努めること。

第七に、教職員の駐車場費用負担について、勤務校による不公平が生じないように、統一的な基準を早急に検討し、公平性を確保するよう努めること」

以上の内容であります。続いて、質疑を行い採決いたしましたところ、総員をもって附帯決議を付すことに決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

5 か年計画等 特別委員長報告

委員長 中屋敷 慎 一



5か年計画等特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「5か年計画及び各分野における基本的な計画の策定等に関する件」であります。

初めに、3月5日に第56号議案及び第57号議案の審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「現在の『農家一戸当たり生産農業所得』の指標について、専業農家と兼業農家が分かれておらず、判断材料として適当でない。主たる収入が農業である農家の指標を用いて目標値を設定しなくては、正しい評価ができないと考えるがどうか。また、『販売農家数に占める販売金額1,000万円以上の農家数の割合』の指標について、令和5年度は7.5%であるが、農業を志す魅力を高めるためには、この目標値をより高く設定すべきではないか」との質疑に対し、『農家一戸当たり生産農業所得』は、専業農家、兼業農家それぞれを示すデータが公表されていないことから、国の統計値である生産農業所得を総農家数で割って算定している。また、販売金額1,000万円以上の農家数の割合について、令和5年度の目標値である9.0%をまだ達成できていない。農業を志す人を増やすためにこの指標は重要であり、次期計画では目標値の水準について検討していく」との答弁がありました。

また、「埼玉県こども・若者基本条例制定時に、『生み育てる』という表現について、生むことが前提のような表現ではないかという意見が多数あった。生む人と育てる人が異なる場合も多々あり、こども基本法でもこのような表記はされていない。生むことと育てることを書き分けるべきではないか」との質疑に対し、「県としては、こどもを出産した家庭だけでなく、様々な背景により、こどもを迎え入れた家庭が、こどもを育てて慈しんでいくことを含めて、こどもを『生み育てる』という表現とした」との答弁がありました。

また、「今までの業務改善は課内の改善にとどまっている印象がある。今回、TXに変わる以上は、課内の一つの係や、そもそも課が一つなくなるような提案があるのが、TXの意義である。TX推進リーダーを育成するための研修は、大きな組織改編をするような改善まで見据えた内容になっているのか。また、組織改編を含む改善案が提案された場合、実行する意思はあるのか」との質疑に対し、「研修は、基礎的なツールの利用等に関するものもあるが、業務改革の研修も含めている。今後は、小手先の改善ではなく、改革につながる研修も含めてリーダーを育成していく。また、今年度はまだ課がなくなるような改善提案は出ていないが、県民向けの集合研修をウェブ研修として来所を不要とするなど、大幅な改善事例も見られる。このような取組を一步進めた改善が出てくることを期待し、庁内各課との調整を行う」との答弁がありました。

また、「八潮市の道路陥没事故は、下水道の老朽化対策という、災害耐力の低下に対する対応が喫緊かつ重大

な課題であることが改めて浮き彫りになったが、現5か年計画では、下水道などインフラにおける老朽化対策はどのように位置付けられているのか。また、社会に大きなインパクトを与えた事故の重大さを加味し、計画の実効性を担保するために、ローリングの年度ではあるが、社会経済情勢の著しい変化への対応として、計画変更を行うべきではないのか」との質疑に対し、「現計画では、耐震化の実施や下水道施設の整備支援は位置付けているが、老朽化対策についての明記はない。また、今回の事故発生の原因究明を第三者委員会で行う必要があり、国においても有識者委員会において、インフラの老朽化対策について検討を行っていることから、現時点では計画を変更することは考えていない」との答弁がありました。

また、『『介護職員数』の指標について、人材不足が大きな課題となっている中で、目標値を121,800人に増やしているが、根拠について何う」との質疑に対し、「第9期介護保険事業計画に基づいた介護サービスの数量を根拠に必要な介護人材数を積み上げて、最終的には国が同計画に基づいて積算している」との答弁がありました。

このほか、第58号議案ないし第61号議案については、関係する各常任委員長に調査を依頼し審査を進めたところであります。以下、調査において行われた主な論議について申し上げます。

まず、第58号議案について、『『埼玉県こども・若者計画』への統合後の指標の進捗管理について、県民生活部としては全く関わらないのか」との質疑に対し、「統合後も、青少年課が所管している指標については、きちんと進捗管理を行っていく。また、その他の指標についても、青少年施策に密接に関係するものであるため、福祉部と連携して進めていく」との答弁がありました。

次に、第59号議案について、『『犯罪抑止重点地域における防犯カメラの設置率』の指標は、60%が目標になっているが、重点地域以外でも犯罪が起こる可能性がある。指定されていない地域への設置方針や方向性はあるのか」との質疑に対し、「刑法犯認知件数をより減少させるためには、相対的に犯罪の多い地域へ設置することがより効果的であると考え、目標値を設定した。重点地域以外にも、地元の要望等によって設置が必要とされる地域はあることから、来年度以降の市町村に対する防犯カメラ設置においては、重点地域に設置する場合は補助率を優遇する方針であるが、重点地域以外に設置する場合にも補助を行う方針であり、設置が進むよう努めていく」との答弁がありました。

次に、第60号議案について、『『化学物質管理に関連する研修会の参加事業所数』の指標について、目標値を720事業所から1,150事業所に増やすということだが、目標達成のため具体的にどのように取り組むのか」との質疑に対し、「研修会は、令和3年度以降、オンラインで実施してきたが、開催日当日しか参加できない方式だった。今後は、公開期間中であれば、いつでも研修会を視聴できる方式に変更し、参加者の利便性を更に高めてい

く。講義内容についても、化学物質の適正管理に加え、カーボンニュートラルやサーキュラーエコノミーなど事業者の関心が特に高いテーマを取り扱い、内容を充実して事業者の参加を促していく」との答弁がありました。

次に、第61号議案について、『ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進について、『男性の育児休業取得率』のみならず、取得日数も加えて進捗状況を把握していくべきと考えるがどうか」との質疑に対し、「男性の育児休業取得推進については、取得率だけではなく取得日数も大変重要だと考えている。子育て中の男性がそれぞれ必要とする期間にしっかりと育児休業を取得できるよう、セミナーなどの機会を通じて、県内企業の経営者や従業員に対し、理解が進むよう取り組んでいく」との答弁がありました。

次に、3月17日の委員会において、白土委員ほか8名から、第56号議案及び第57号議案に対する修正案が、藤井委員ほか8名から、第61号議案に対する修正案が提出されました。

初めに、第56号議案に対する修正案の主な内容を申し上げます。

まず、第2編1(3)イ『大地震に備えたまちづくり』において、見出しの「大地震」を「大地震等」に修正した上で、(ア)施策内容に、「流域下水道事業は事業着手から50年が経過する中、災害耐力の低下への対応は喫緊かつ重大な課題となっています。このため、県土の強靱化に必要な老朽化対策を推進します。」を追加する。あわせて、(イ)主な取組に、「下水道の老朽化に対応した強靱化の推進」を追加するものです。

次に、第57号議案に対する修正案の主な内容を申し上げます。

まず、こども・若者基本条例は、こども・若者が有する権利が保障され、こども・若者が主体性を持って、自分らしく健やかに、かつ、幸せに成長することができる社会、保護者・養育者その他こども・若者を養育しようと思う者が子育て・子育てに希望や喜びを感じ、幸せに過ごすことができる社会を目指すものである。提案された計画には、4(2)ウ(イ)の子育てに魅力を感じるまちづくりの推進及び4(3)ア結婚、妊娠・出産、子育てへの支援において、「生み育てる」、「産み育てられる」という表現が使われているが、これらは出産が子育ての前提とする表現であり、こども・若者基本条例を踏まえると対象が限定されていると考える。本委員会において、総合戦略で用いられる「生み育てる」という表現について執行部に確認したところ、こどもを出産した家庭だけでなく、様々な背景により、こどもを迎え入れた家庭が、こどもを育て慈しんでいることを含めているとの答弁があった。そうであるならば、「生み育てる」、「産み育てられる」という表現は、「生むことや、育てることができる」という表現に改め、こどもを生む方のみならず、こどもを育てることに共に責任を持つ保護者・養育者もその対象に含む表現とすべきである。

次に、4（3）エ（カ）の指標「生活困窮世帯及び生活保護世帯の学習支援対象者の高校進学率」についてである。この高校進学率という指標は99%であるが、その対象は学習支援事業に参加した子どもたちである。本委員会において、この指標について確認したところ、貧困の連鎖を断つ取組である学習支援事業において、生活保護世帯のこどもの状況を把握することは重要であり、学習支援事業の利用率を引き上げ、参加者のすそ野を広げ、生活保護世帯のこどもの高校進学率向上に努めていきたいとの答弁があった。アウトカム指標である学習支援対象者の高校進学率も大事だが、学習支援事業に参加している子どもたちのみならず、生活保護世帯におけるこどもの学習支援事業への参加を増やし、学習意欲を高めていく指標の方が県の取組の目標として適当であると考え、このような点を踏まえ、貧困の連鎖に関する指標として埼玉県5か年計画で設定されている「生活保護世帯の中学3年生の学習支援事業利用率」を設定するものです。

次に、第61号議案に対する修正案の主な内容を申し上げます。

第2章9（4）クの健康教育の推進と健康の確保・増進等において、福祉保健医療委員会では、「これまでの身体の仕組みや思春期における身体の変化などの指導に加え、『生命（いのち）の安全教育』に取り組む」との答弁があった。こどもが性を正しく理解し、適切な行動をとることができるようにするためには、「性に関する知識を包括的に学べる教育を推進する」ことが必要と考え、その点を明記するものです。

以上、主な修正について申し上げましたが、それぞれの修正理由並びにその他の修正につきましては、お手元の修正案により御確認をいただきたいと思います。

続いて、各修正案に対する質疑を行いました。以下、論議のありました主なものについて申し上げます。

その中で、第57号議案及び第61号議案の修正案に対して、『生活困窮世帯及び生活保護世帯の学習支援対象者の高校進学率』の指標を『生活保護世帯の中学3年生の学習支援事業利用率』に修正しているが、貧困の連鎖の解消には、生活困窮世帯への支援も非常に重要であると考えている。生活困窮世帯への学習支援に関して、どのように考えているのか」との質疑に対し、「貧困の連鎖の解消には、生活困窮世帯のこどもを対象とした学習支援事業の実施を充実させることが非常に重要だと考える。原案の『生活困窮世帯及び生活保護世帯の学習支援対象者の高校進学率』に関する指標は、その対象が学習支援事業に参加しているこどもに限定されており、学習支援事業に参加していないこどもの実態を捉える必要があると考えた。こうした中、生活保護世帯と異なり、生活困窮世帯には、明確な基準が存在せず、生活困窮世帯のこどもの全体像を把握することも困難であるため、指標や附帯決議において、具体的な取組を求めることも難しいと考えた。生活困窮世帯のこどもの支援に関しては、

こどもの貧困対策の推進として、本計画に規定された学習支援に関する施策の実施状況をしつかりとチェックし、必要に応じて適切な対応を求めたいと考える」との答弁がありました。

その後、討論に入りましたところ、第56号議案及び第60号議案について反対の立場から、「温室効果ガス排出削減目標の46%は国と同様であり、地球温暖化がハイスピードで進行する現状からも、国の基準を上回る目標を掲げるべきである」等の討論がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、採決いたしましたところ、第56号議案に対する修正案については、多数をもって、第57号議案及び第61号議案に対する修正案については、総員をもって可決し、修正可決した部分を除く56号議案については、多数をもって、修正可決した部分を除く第57号議案及び第61号議案については、総員をもって、第60号議案については、多数をもって、第58号議案及び第59号議案については、総員をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

その後、第57号議案及び第61号議案に対して、事業の執行方法に関して、適切な対応を求める附帯決議案が提出されました。

まず、第57号議案に対する附帯決議案の内容を申し上げます。

第一に、TXの推進にあたっては課内の既存の業務の改善のみならず部局横断で事業を見直し、結果として組織改編を伴うことも厭わない抜本的な改革案を提案できるリーダーを育て、TXの成果を定量的に評価すること。

第二に、農家一戸当たり生産農業所得の指標で、専業・兼業全ての農家の動向を確認し、現状の把握に努め、農業を志す魅力を高められる指標や目標値を研究すること。

第三に、こどもの居場所について、800か所以上を維持した上で、その居場所の質を向上していくために、こどもの居場所に関わる多様な関係機関や民間団体が有機的に連携することができる体制の構築に努めること。

第四に、「子育て支援の充実」について、こどもの貧困の連鎖の解消に関する指標として「生活保護世帯に属するこどもの高校等進学率」を把握するとともに、その指標を向上するための取組を行うこと。

次に、第61号議案に対する附帯決議案の内容を申し上げます。

第一に、ヤングケアラーへの支援について、小学生や中学生、高校生などのヤングケアラーの実情を把握した上で、適切な支援を推進すること。

第二に、結婚や妊娠・出産、子育てに関する情報発信について、産後ケア事業などの市町村が実施する事業についても、情報の収集及び整理を行った上で、県民に対して分かりやすい情報の発信に努めること。

第三に、プレコンセプションケアの推進について、思春期のこどもが、身近な場所で性に関する様々な相談をすることができるよう、市町村における相談体制の整備

を支援するとともに、その相談内容に応じて、産婦人科などの医療機関をはじめとした関係機関との連携を図り、必要な情報やサポートを提供することができるよう、市町村への支援に努めること。

第四に、こどもの居場所について、800か所以上を維持した上で、その居場所の質を向上していくために、こどもの居場所に関わる多様な関係機関や民間団体が有機的に連携することができる体制の構築に努めること。

第五に、「こどもの貧困」対策の推進について、こどもの貧困の連鎖の解消に関する指標として、「生活保護世帯に属するこどもの高校等進学率」を把握するとともに、その指標を向上するための取組を行うこと。

以上の内容であります。

続いて、採決いたしましたところ、総員をもって両附帯決議を付すことに決した次第であります。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会の付託案件につきましては、今回をもって審査を打ち切ることに決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

自然再生・循環社会対策 特別委員長報告

委員長 浅井 明



自然再生・循環社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策」であります。今回は、「脱炭素社会の実現に向けた取組と自然環境の保全・再生について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な議論について申し上げます。

まず、「温室効果ガスの排出量の状況について、代替フロンは県の環境モニタリング調査等によると濃度が上昇しているようだが、削減に向けた県の取組は何か」との質問に対し、「国の集計では代替フロンの排出量のうち約7割が業務用冷凍空調機器に由来するため、県では、業務用冷凍空調機器を使用するスーパーマーケットなどの小売業や食品品製造業の事業所へ専門家を派遣し、機器の適正管理に関する技術的助言を行っている。今後は機器の管理が適切でなかった事業所に対するフォローアップを進めるなどして取組の効果を高めていく」との答弁がありました。

次に、『カーボンニュートラルSAITAMAネットワーク』について、温暖化対策実行計画を未策定の市町

村のうち、8市町村で策定が未定もしくは予定なしであり、県は情報提供等の支援をしているとのことだが、支援は充分か。また、県の実行計画と各市町村の計画の整合性は取れているのか」との質問に対し、「未策定の市町村に対しては、昨年度から、県で推計している排出量等の計画策定に必要な基礎データの提供等を行い、支援している。今後は、更に計画の具体的な作り方を示すなど、もう一歩踏み込んだ支援も必要である。また、計画の整合性については、一部の市町では計画の策定期間が古いことなどにより県の目標と差異があるが、最終的に全ての市町村が県と同様の目標に向かって努力していただきたいと考える」との答弁がありました。

次に、「希少野生動植物の保全について、ムサシトミヨの個体数の現状と推移及び保全のための具体的な施策や熊谷市との連携はどうか」との質問に対し、「最新の令和2年度の調査では、推定生息個体数は4,754匹でありその5年前の調査時から倍増しているが、長期的には減少傾向である。保全のための施策としては、熊谷市や熊谷市ムサシトミヨをまもる会等とムサシトミヨ保全推進協議会を組織し、元荒川の環境整備やムサシトミヨ保護センターにおける保護増殖活動を行っている」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、河川環境の保全・共生について、「新たなリバーサポーターを増やすために、それぞれの利用層に合わせ、より効果的なSNSを活用すること」。

次に、農林業・農山村の循環型社会への貢献について、「次世代の農林水産業、畜産業、食品産業の発展に向け、研究開発や企業誘致などの取組を積極的に検討すること」。

次に、資源循環社会づくりについて、「サーキュラーエコノミーの推進について、経済規模の把握などができていないと、数値やEBPMに基づく政策立案が難しく、感覚的になってしまうため、経済規模の算出に努めること」。

次に、脱炭素社会の実現に向けた取組と自然環境の保全・再生について、「ムサシトミヨの個体数を守るため、県と熊谷市の連携をより強固にすること」などであります。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

地方創生・行財政改革 特別委員長報告

委員長 藤 井 健 志



地方創生・行財政改革特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革、県庁舎の建替え等及び情報技術の活用並びにDXの推進に関する総合的対策」であります。今回は、「行財政・職員の働き方改革について」及び「県庁舎の建替え等について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「男性職員の育児休業等の取得は着実に進んでいるようだが、男性職員が潜在的に育児休業を取得しづらいと考えることや、キャリアへの影響を懸念するなどの課題に対してどのような対策を講じているのか。また、目標設定の考え方はどうか」との質問に対し、「子供が産まれた全ての職員と管理職が面談する機会を設けており、その中でそうした懸念が払拭されるようにしている。一方で、育児休業の取得が強制となつてはならないとも考える。そのため、当面の目標は取得率80%のままとしつつ、育児休業を取得したい職員が、希望する時期に希望する期間を取得できる環境を整えられるよう取り組んでいく」との答弁がありました。

次に、「県庁舎の位置が美園地区になった場合、首都高の延伸や地下鉄7号線の蓮田市までの延伸など、公共交通機関の構想を後押ししていくという面も考えられる。こういったことも踏まえて、地域の発展の可能性についてどのように考えているか」との質問に対し、「県庁舎再整備検討委員会においても、首都高速道路や地下鉄7号線の延伸の早期整備につながる可能性なども踏まえ、周辺のまちづくりを一体的に検討する必要がある」という意見があった。また、現在地での建替えの建設期間やコスト面の比較についても検討するべきなど、多様な意見があった。来年度以降、県庁舎再整備基本構想・基本計画を策定する予定であるが、技術的な側面からも検討を進め、最終的に位置を決定していく」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した、本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、魅力ある地域づくりについては、「WEBプロモーションにおいては、動線や広告戦略などの効果検証を図ること」。

次に、地方財源の確保対策については、「税源偏在の是正要望においては、国の対応を注視しつつ、人口や企業の事業活動の実態を反映した税体系構築に向けたシミュレーションや他都道府県との連携などあらゆる手段を活用し、実現に向けて積極的に取り組むこと」。

次に、情報技術の活用・DXの推進については、「デジタルを活用した県民サービスの向上のため、電子申請の利用率向上につながる更なる広報・周知を図ること」。

次に、県庁舎の建替え等については、「県庁舎の位置の検討に当たっては、地方自治法第4条の解釈について法的に整理すること」などであります。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

公社事業対策 特別委員長報告

委員長 吉 良 英 敏



公社事業対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「公社事業の経営・見直しに関する総合的対策」であります。

今回は、「公社における改革の取組について」の審査対象公社として、「公益財団法人いきいき埼玉」、「公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団」及び「社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団」の審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部及び各公社から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、公益財団法人いきいき埼玉について、「埼玉未来大学の令和5年度の取組の成果と、社会ニーズが多様化している中での今後の取組について伺う」との質問に対し、「令和5年度はオンライン及び通学の講座で834名の受講があった。それぞれのニーズに合った講座を受講してもらい、目指したいセカンドステージに向け、個別にサポートを行った。今後も、より多くの方に受講していただき、一人一人に合ったサポートをすることで、受講生の自己実現につなげたい」との答弁がありました。

次に、公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団について、「舞台芸術作品等の創造発信に関する事業の中に、埼玉独自の公演とあるが、具体的にどのような内容か。また、どのような成果があったのか」との質問に対し、「これまでに彩の国シェイクスピア・シリーズとして、37作のシェイクスピア全作の公演を実現してきた。今年度は次

のステップとして、改めてシェイクスピア作品を公演し、ほぼ完売で実現できた」との答弁がありました。

次に、社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団について、「埼玉県こども・若者基本条例が施行され、こども・若者等からの意見の聴取について必要な措置を講ずることになったが、入所児童に関してどのように対応するのか」との質問に対し、「児童とケース担当者との個別面談や満足度調査により、児童が意見や考えを伝えることができるようサポートしている。また、施設職員に言いにくい児童のために設置している苦情解決第三者委員の連絡先の掲示等により、意見が伝えられるよう配慮している」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、県の公社指導関連として、「経営指標中の目標値の設定においては、財務計画、実績との関係性について明確にすること」。

次に、埼玉県道路公社関連として、「中期経営計画の経営指標において、利用者数増加、DX推進のため、キャッシュレス決済導入率100%を目指すとともに、キャッシュレス利用者に対するポイント付与とインセンティブを与える施策を検討すること」。

次に、埼玉高速鉄道株式会社関連として、「埼玉高速鉄道の岩槻延伸早期実現に向け、更に積極的な協力と取組を進めていくこと」。

次に、社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団関連として、「県福祉事業のイメージ向上を通じて、人材確保を図りながら、セーフティーネットとしての機能を将来的に維持すること」などであります。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

少子・高齢福祉社会対策 特別委員長報告

委員長 岡 田 静 佳



少子・高齢福祉社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用に関する総合的対策」であります。今回は、「高齢者への支援について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、

その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「介護離職防止の取組について、介護を理由に離職した方の実態調査はどのような形で行っているのか。また、施策にどれだけ反映されているか」との質問に対し、「昨年度に実施された国の調査において、介護と両立しやすい働き方ができなかったなどの理由が挙げられた。施策への反映については、働く側には、知識や心構えの重要性等を伝える動画を作成して普及を図っている。企業側には、改正育児介護休業法の周知や、セミナー開催を通じ、管理職の意識改革を促進していく」との答弁がありました。

次に、「シルバー人材センターについて、働く人の不足や安定した働き先の確保に苦慮していると聞くが、人手不足の解消や企業などから仕事が受注できるよう、県はどのように支援しているのか」との質問に対し、「シルバー人材センター連合で新聞や市町村広報紙等を活用した普及活動などを実施し、会員拡大に努めている。また、企業からの受注拡大を図るため、連合の就業開拓員が県内外の企業の本社を訪問するなどしている」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、障害者への支援について、「障害福祉サービスの地域偏在の解消に向けて、広域でのサービス利用の調整や定数の調整などを図ること」。

次に、地域医療について、「医師確保対策に向けて、奨学金制度を含め引き続き総合的に取り組むこと。特に、医師確保が困難な特定診療科、特定地域の医師確保には重点的に取り組むこと」。

次に、児童虐待防止対策について、「心理的虐待の防止に向けた取組をもっと積極的に推進すること」。

次に、高齢者への支援について、「介護テクノロジーの導入促進に向けて、県は事業者の導入検討段階から導入後の効果に至るまで一貫した支援を行うこと」などあります。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

経済・雇用対策 特別委員長報告

委員長 美 田 宗 亮



経済・雇用対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策」であります。今回は、「雇用対策と働き方改革の推進について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「大学生等の県内企業への就職促進について、若者が売手市場となっており、民間企業が大きい就職イベントを行っている中で、県として単独で行う意義と民間のイベントとの違いについて何う」との質問に対し、「県内企業は大手企業に比べると知名度が低い。県としては、県内企業だけが集まるイベントを実施することで、県内企業と学生の出会いの場を提供している。また、民間のイベントに比べ、県内企業に関心を持って来ているため、企業、学生双方にとって良い出会いの場になっている」との答弁がありました。

次に、「人手不足業界への支援として、トラック協会による人材確保・労働環境改善セミナーの開催や建設業の魅力発信について、成果は何か」との質問に対し、「セミナーは52名の参加があり、事業者向けに人材確保策について周知、啓発を行った。このほか、大型免許取得助成等も行っており、トラック業界や物流業界全体の人材確保に向けて少しずつ実績を上げている。また、魅力発信については、建設業の研修・イベント情報、求人情報を、埼玉県建設産業団体連合会のホームページに掲載している。年間で約2万ページビューの閲覧があり、着実に年々増えている」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、埼玉県経済の動向と経済・雇用対策について、「障害者雇用ビジネスについて、事業主において単に雇用率の達成のみが目的にならないよう、県内において障害者雇用ビジネスの実施事業者等の実態を把握し、障害のある方も能力や適性が発揮でき、生きがいを持って働けるような職場づくり、環境づくりに努めること」。

次に、先端産業の推進と企業誘致について、「S A I T A M A ロボティクスセンター（仮称）については、県

内企業に配慮して優遇措置を図ること」。

次に、中小企業の振興について、「商店街のにぎわいづくりにおいては、住民の熱意を呼び起こしたり、チームビルドまでできる伴走型の施策を検討すること」。

次に、雇用対策と働き方改革の推進について、「社会全体にリスクリングの機運を高めることは、今後の日本の産業構造の柔軟性を高める観点において重要であるので、まずは、年齢別の内訳等詳細を把握し、特に、高齢層がリスクリングに対して積極的になるための方策を検討すること」などであります。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

危機管理・大規模災害対策 特別委員長報告

委員長 木 下 博 信



危機管理・大規模災害対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する総合的対策」であります。今回は、「災害や危機への対応力向上に向けた取組について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「想定外の事態を想定できることが図上訓練のメリットであり、普段から想定外をなくすための訓練が必要であるが、このような視点での訓練は行われているのか」との質問に対し、「まずは様々な状況を想定した訓練を重ねることにより、想定外を少なくしていくことが重要である。また、想定外の事態への対応力や判断力を高めることも重要であるため、ブラインドの要素を取り入れて様々な訓練を実施している」との答弁がありました。

次に、「ブラインド方式の大規模災害時対応図上訓練に関する委託業者は、訓練のノウハウを持っているが、今回のブラインドでは別の業者を利用して違った内容の訓練を実施する考えはないのか」との質問に対し、「毎回入札を行って委託業者を決めているため、ほかの業者も含めて検討していく」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、大規模災害時の対応について、「能登半島地震において職員が参集できなかったケースや、新型コロナウイルス感染症によるパンデミックなど近年発生した新たなリスクを踏まえ、計画の不断の見直しや改善を心掛け、BCPの実効性を高めること」。

次に、災害に強い県土づくりについて、「県内のインフラの耐震化については、県民の命と財産を守るという意味からも前倒しで進めていくこと」。

次に、消防力の充実・強化について、「機能別消防団の活動については、スタートして間もないため、成功例を横展開するとともに、地域との連携を更に図り、災害時に有効に機能するよう取組を進めること」。

次に、災害や危機への対応力向上に向けた取組について、「帰宅困難者対策については、各関係機関や民間と連携して、一時滞在施設や備蓄の確保をはじめとしたシミュレーションや総合的施策を充実させること」などがあります。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

人材育成・文化・スポーツ振興 特別委員長報告

委員長 細 田 善 則



人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興に関する総合的対策」ですが、今回は、「グローバル人材の育成について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「グローバルリーダー育成プロジェクトと埼玉と世界をつなぐハイブリッド型国際交流に関し、どのような成果が出ているか。また、現地訪問経験者の学びをどのように共有しているのか」との質問に対し、「グローバルリーダー育成プロジェクトについては、参加生徒から、何事にも挑戦するマインドを持てるようになった等の意見があった。また、アンケートでは、『世界の様々な問題解決に役立つ人材になりたい』との項目に、とてもよく当てはまると回答した生徒の割合が増えた。また、ハイブリッド型国際交流については、海外派遣やオンライン交流により、外国語によるコミュニケーション能力

の育成を図ることができた。学びの共有については、参加した生徒が全校集会や文化祭等で発表を行っている」との答弁がありました。

次に、「さいたま市の英語力が全国的にも高く、よい先例であるが、ほかの市町村の英語力はどうか。比較して差があるとすれば、その対応にどう生かしていくのか」との質問に対し、「62市町村の平均は、さいたま市には及ばないが、全国的な平均から劣っている状況ではないと認識している。一方、さいたま市では、国の特例校制度を使い、小学校低学年から授業時数を増やすなど、様々な取組をしている。さいたま市の取組も参考にしながら、県全体の英語力向上に取り組んでいく」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、教育改革について、「県立高校学際的な学び推進事業において、多面的多角的に考えられるような思考の育成をする、クリティカルシンキングの立場も入れて課題を作成すること」。

次に、文化の振興について、「和 cultura フェスタを含む伝統芸能等の魅力発信について、次世代を担う若年層を含め、幅広い世代への発信を更に強化していくこと」。

次に、スポーツの振興について、「各種メディアを活用し、『すぽったま！』の登録者数増加に取り組むこと」。

次に、グローバル人材の育成について、「留学を目指す中高生やその家庭に対し、積極的かつ有益な情報提供に努めること」などがあります。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。